

第1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 令和元年度基山町一般会計歳入歳出決算
- (2) 令和元年度基山町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 令和元年度基山町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 令和元年度上記の基山町各会計の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書
- (5) 令和元年度基山町土地開発基金、基山町育英資金貸付基金及び基山町国民健康保険高額医療費資金貸付基金の運用状況

2 審査の期間

令和2年7月2日（木）から7月31日（金）まで

3 審査の方法

審査に当たっては、会計管理者所管の会計諸帳簿、関係証拠書類及び各課等から提出された関係書類に基づき、決算計数の照合、確認及び内容の検討を行うとともに関係職員から補足説明を聴取し、次の事項等について審査した。

- (1) 会計管理者から提出された各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は関係法令に準拠した様式によって調製されているか。
- (2) 決算の計数は、正確であるか。
- (3) 予算執行は適正かつ効率的、合理的になされているか。
- (4) 各運用基金は設置目的に沿って効率的、合理的に運用されているか。なお、定期監査、例月現金出納検査も参考にしながら審査を行った。

4 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して作成されており、かつ計数は、関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りの無いものと認められた。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は適正に行われているものと認められた。

なお、一般会計及び特別会計の決算の概要は次のとおりである。